

# 著作権法における「引用」について

——今更聞けないシリーズ（6）——

デジタルコンテンツ委員会\*

**抄録** 著作権法は、著作権者の許諾なしに第三者の著作物を利用できる態様として、「引用」を認めている。本稿では、「引用」について、裁判例や学説の動向をふまえつつ解説し、実務上の参考に供する。

## 目次

1. はじめに
2. 引用とは
  - 2.1 趣旨
  - 2.2 引用の要件
3. 裁判例
  - 3.1 パロディ・モンタージュ写真事件
  - 3.2 バーンズ・コレクション事件
  - 3.3 XO醬男と杏仁女事件
4. 実務上の留意点
  - 4.1 チェックポイント
  - 4.2 迷った場合には
5. おわりに

## 1. はじめに

「引用」は、著作権法において、一定の要件を満たした場合に、著作権者の許諾を得ることなく、著作物を利用できる一つの方法として規定されており、デジタル化・ネットワーク化の進展とともに、ますますその有用性を増している。しかし、その具体的要件については、広く知られているとはいえ、ず、「引用しようとする著作物の出所を付記しさえすれば、許諾は不要」という誤解も多い。そのため、「引用」の名の下に、他人の著作権を不用意に侵害してしまうことがあり、また著作権者からクレームを受け

るケースも少なくない。

このように、「引用」は、他人の著作物を利用する方法として一般性が高く、実務上の使用頻度が高い反面、ルールの理解不足による不適切な利用を招きやすく、引用する側とされる側との間でトラブルが発生しやすいのが現状である。

そこで、本稿では、著作権法上の「引用」の要件や裁判例、実務上の留意点について、具体例を示しつつ、わかりやすく解説する。

## 2. 引用とは

### 2.1 趣旨

著作権は、無断で自己の著作物が利用されることを禁止する権利である。しかし、本来、思想や感情が創作的に表現される著作物は、無の状態から生まれるのではなく、むしろ先人がなした著作物の蓄積に基づいて創作されるものであり、引用により著作物の利用を許容することの意義は、文化の発展への寄与、さらには学問の自由、表現の自由といった憲法上の要請という観点からも、極めて大きい。

そこで、著作権法は、公正な慣行に合致し、

\* 2007年度Digital Contents Committee

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

かつ目的上正当な範囲内で行われる限りにおいては、特別に著作権を制限し、著作権者からの許諾を受けることなく、著作物を利用できる制度を設けた。これが「引用」の基本的な考え方と趣旨である。

### 2. 2 引用の要件

著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」と定める。

この規定から、著作物を引用して利用する場合の要件として、次の①～③が導かれる。

①引用される著作物が公表されていること。

②引用が公正な慣行に合致すること。

③引用の目的上正当な範囲で行われること。

さらに、43条2号の規定から、以下を満たす必要がある。

④翻案（例えば要約等）を行わないこと。

また、48条1項の規定から、以下の点にも注意する必要がある。

⑤引用される著作物の出所を明示すること。

これらのうち、②と③については特に一般的な規定ぶりとなっており、具体的な判断基準を提示しているとはいえない。そこで、次項において、いくつかの裁判例を確認しながら、法の運用実態を探る。

## 3. 裁判例

### 3. 1 パロディ・モンタージュ写真事件<sup>1)</sup>

X（山岳写真家）が撮影し、写真集や広告用カレンダーに掲載したスキーヤーが山岳斜面を滑るカラー写真を、Y（グラフィックデザイナー）がその一部を切除して白黒写真としたうえで、タイヤの写真を合成したモンタージュ写真

を作成し、無断で写真集と週刊誌に自己の写真として掲載した。Xは、著作権および著作者人格権の侵害を理由に、損害賠償と新聞への謝罪広告掲載を求めて訴訟を提起したところ、第一審ではXの主張が認められたが、控訴審では一転して請求がすべて棄却されたため、Xが上告した。

Yによる写真の利用が引用にあたるかという点につき、最高裁は、「引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべき」であるとし、「明瞭区別性」と「主従関係」の2つの要件を示したうえで、結論としては上告を破棄した。

以降、引用をめぐる下級審判例の多くは、最高裁判例を踏襲し、現行法の引用の規定（32条1項）の解釈として、「明瞭区別性」および「主従関係」の2要件に基づいた判断を行っている。

### 3. 2 バーンズ・コレクション事件<sup>2)</sup>

Y（新聞社）が「バーンズ・コレクション展」を美術館で開催するにあたり、入場券や新聞の社告記事に出品作品の複製物を掲載したところ、X（当該作品の作者の相続人の代表者）がYに対し、著作権侵害を理由として訴訟を提起した事件である。入場券や社告記事における作品の複製が引用にあたるか否かが争点となったが、裁判所は、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物に、明瞭区別性と主従関係の2点を充足していなければならないとし、利用する側である入場券等には、著作物性、創作性が認められないため、引用には該当しないとした。また、社告記事における利用については、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

内容的にも絵画の複製物を引用する必要性は微弱であり、外形的にも、絵画の紙面上の大きさは記事中の談話の方が僅かに大きいものの、絵画はカラー印刷されており、読者の受ける印象は絵画のほうが大きいことから、主従関係を否定した。

本判決は、最高裁の示した明瞭区別性、主従関係の2要件に基づき判断を行っているが、主従関係の判断において、紙面上の大きさという量的な比較ではなく、読者の受ける印象という質的な比較を行った点が注目される。

### 3. 3 XO醬男と杏仁女事件<sup>3)</sup>

中国における著名な詩人Xの詩9篇を、小説家であるYがその小説に翻訳して引用したところ、Xの遺族が著作権および著作者人格権を侵害するとして、小説の頒布の禁止等を求めた事件である。

裁判所は、引用として許容されるためには、その引用が公正な慣行に合致し、かつ報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われなければならないとし、ここでいう「引用」は、明瞭区別性および主従関係の2要件を充足する必要があるとした。そして、本件における詩の利用は、利用された詩が本文中のストーリーの一部を構成していること、利用目的は主人公の心情を描写するためであって研究や批評のためではないこと、当該場面において主人公の心情を描写するために必ず本件の詩を利用する以外の方法がないわけではないこと等から、公正な慣行に合致しかつ引用の目的上正当な範囲で行われたものではなく、引用には該当しないと判断した。

本判決においては、最高裁の2要件に言及しつつも、最終的には、現行法の引用の規定(32条1項)に照らした総合衡量を行っている。

## 4. 実務上の留意点

### 4. 1 チェックポイント

では、実際に引用を行うためには、具体的にはどのような点に留意すればよいのだろうか。実務上の参考として、以下にチェックリストを作成した。これらのチェックリストは、あくまで最も一般的と思われる文章の引用を念頭に置いたものであり、利用態様によっては、7つの項目のうち判断要素として該当しないものがありうることに留意されたい。

引用する側とされる側に「明瞭区別性」があるか

例えば論文や報告書等を書くとき、自説の正しさを裏付けたり補強するために他人の論文の一部をもってくる場合がある。このとき、他人の文章は「」でくくったり、段落を分ける等して、自分の文章と簡単に区別できるようにしておくことが必要である。

逆に、自分の文章と他人の論文が渾然一体となり、どこからどこまでが引用された部分であるかが明らかでない場合には、もはや明瞭区別性があるとはいえない。

引用する側が主、引用される側が従という「主従関係」があるか

引用とは、論文の例でいえば、自分の論文の中に他人の論文の一部をもってくることであり、このときの両者間の関係は、あくまでも自分の論文が主役、他人の論文が脇役でなければならない。この関係が逆転しているようなものは、本来の引用の目的から逸脱するものであるといえる。

ただし、過去の裁判例によると、「主従関係」の判断はさまざまであり、実務においても、判断の難しい事例が多く生じることだろう。主従

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

関係といえば、引用する側の方が引用される側よりも量的に大きければ、単純に、これを満たしているといえそうである。しかし、例えば、3. 2で紹介したバーズ・コレクション事件では、量的な主従関係は満たしていたにもかかわらず、読者の受ける印象という質的な観点から、主従関係が否定されている。

この点で、参考となるのは、「レオナルド・フジタ事件」<sup>4)</sup>である。この判決において、裁判所は、「主従関係は、両著作物の関係を、引用の目的、両著作物のそれぞれの性質、内容及び分量並びに被引用著作物の採録の方法、態様などの諸点に亘って確定した事実関係に基づき、かつ、当該著作物が想定する読者の一般的観念に照らし、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供するなど引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべき」とし、「主従関係」は形式的に判断されるのではなく、種々の要素を総合的に衡量して判断すべきことを示した。

□ 引用されるのは「公表」された著作物か  
引用される著作物は、すでに公表されたものでなければならない。著作権法上、「公表」とは、著作権者から許諾を得て書籍や放送などの手段により公衆に示すことを意味する。従って、例えば、出版前の書籍や、個人間でやりとりされる手紙、秘密保持契約を締結のうえ、他社から提示された機密資料のように、未だ公にされていない著作物は引用することができないので、注意が必要である。

□ 引用の態様が公正な慣行に合致しているか  
慣行は業界や著作物によって異なることがある。したがって、何をもって「公正な慣行」と

いえるかは個別具体的に判断せざるをえない。

例えば、学術論文等において引用方法がある程度確立しているような場合には、その慣行にしたがうのがよい。

□ 報道、批評、研究その他の引用の目的上  
正当な範囲内か

「報道、批評、研究その他」とあるのは例示であり、これらに限定されるわけではない。ただ、何のために引用するのかという目的を明らかにすることは重要であり、その目的との関係で上記「主従関係」の項で紹介した要素も踏まえて「正当な範囲」を判断することが必要になる。引用できる「範囲」については、一般的には著作物の一部分で足りると思われるが、絵画、写真、俳句など一部分だけでは意味を成さない場合には、引用の目的との関係によっては、その全部を引用することも可能となる場合がある。

□ 引用される著作物について翻案（例えば要約等）を行っていないか

著作権法は、「引用して利用できる」と定めており、著作物を単にそのまま複製して引用する行為のみならず、引用して口述したり、放送したり、ウェブサイト上にアップロード（自動公衆送信）したりする行為も認めている。

また、外国語で書かれた文献を日本語に翻訳して自分の論文に取り込むように、他人の著作物を翻訳して引用することは著作権法上認められているが、翻訳以外の形式で元の著作物の内容を変える行為（翻案）を引用の際に行うことまでは認められていない。

それでは、著作物を要約して引用すること（要約引用）は可能なのだろうか。要約は、通常、翻案にあたる場合が多く、要約引用を行うことは許されないと考えられている。要約引用について、「他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用」している場合には「許容される」

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

と判示された例があるが（「血液型と性格事件」<sup>5)</sup>）、「趣旨に忠実に要約」して引用した場合以外に本判決の射程が及ぶとは考えられず、原著作物の趣旨を変えてしまうような要約が認められているわけではないといえる。従って、一般的には、要約引用を行うことには慎重であるべきである。

□ 出所が明示されているか

利用態様に応じ、合理的と認められる方法および程度にて出所を明示する必要がある。たとえば、出版物の場合であれば、著作物の題号、著作者名、出版社名、出版年等を明記する。

#### 4. 2 迷った場合には

実務上は、チェックリストの各項目について検討を行った結果、引用にあたるかどうか迷うケースが多い。しかしながら、基本的なスタンスとしては、その判断には慎重を期すべきであろう。どうしても第三者の著作物を利用する必要性が高く、その一方で、引用に該当するとの判断が困難である場合には、利用したい著作物の著作権者に利用の可否について問い合わせを行い、実際の利用形態を特定して明示的に許諾を得るのが無難である。当然のことながら、著作権者から利用の許諾をあらかじめ得ておけば、引用にあたるか否かをめぐり事後に争いが生じるリスクを回避できる。

## 5. おわりに

引用の要件として最高裁の示した、「明瞭区別性」と「主従関係」による判断は、以降の裁判所の判断に大きな影響を与えた。しかし、この2要件と現行法の条文との関係は必ずしも明らかではなく、また、2要件のみで判断することが適切でないケースも存在する。こうした背景より、近時、これまで採用されてきた2要件について再検討を試みる論考も出はじめているが<sup>6)</sup>、これらを直ちに採用することにはいまだ慎重な見解もある。このため、実務上では、今後の判例・学説の動向を注視する必要があるだろう。

### 注 記

- 1) 最高裁昭和55年3月28日第三小法廷判決。なお、この事件は旧著作権法30条1項2号（節録引用）が適用されたものである。
- 2) 東京地裁平成10年2月20日判決
- 3) 東京地裁平成16年5月31日判決
- 4) 東京高裁昭和60年10月17日判決
- 5) 東京地裁平成10年10月30日判決
- 6) 例えば、飯村敏明「裁判例における引用の基準について」『著作権研究』26号94頁（2000年）、上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」『著作権法と民法の現代的課題』半田正夫先生古稀記念（法学書院、2003年）307頁、田村善之「講演録 著作権法32条1項の『引用』法理の現代的意義」『コピーライト』554号2頁。

（原稿受領日 2008年2月22日）